

**大阪府大規模施設等協力金
募集要項
【非飲食業カラオケ事業者】**

令和3年6月17日

大阪府

目次

<u>1. 趣旨、緊急事態措置期間、対象地域</u>	p1
<u>2. 支給対象事業者、支給額の計算方法</u>	p2
(1) 定義（非飲食業カラオケ事業者）、支給額の計算方法	
(2) 休業等の「協力期間」の考え方	
(3) 協力金の支給対象外となる事業者	
<u>3. 申請手続き</u>	p6
(1) 申請書類	
(2) 申請期間、申請方法	
<u>4. その他</u>	p11
<u>5. 問い合わせ</u>	p14

1. 趣 旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人流抑制の観点から、緊急事態措置に伴う新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく休業等の要請にご協力いただいた大規模施設及び当該施設のテナント事業者等を対象に、「大阪府大規模施設等協力金」を支給します。

緊急事態措置期間

令和3年4月25日から同年5月31日まで

※6月1日以降分の協力金については、別途ご案内します。

対象地域

大阪府全域

2. 支給対象事業者

非飲食業カラオケ事業者

飲食業の許可を受けていない小規模（建築物の床面積が1,000m²以下）のカラオケ店を営む事業者

支給額の計算方法

2万円/日

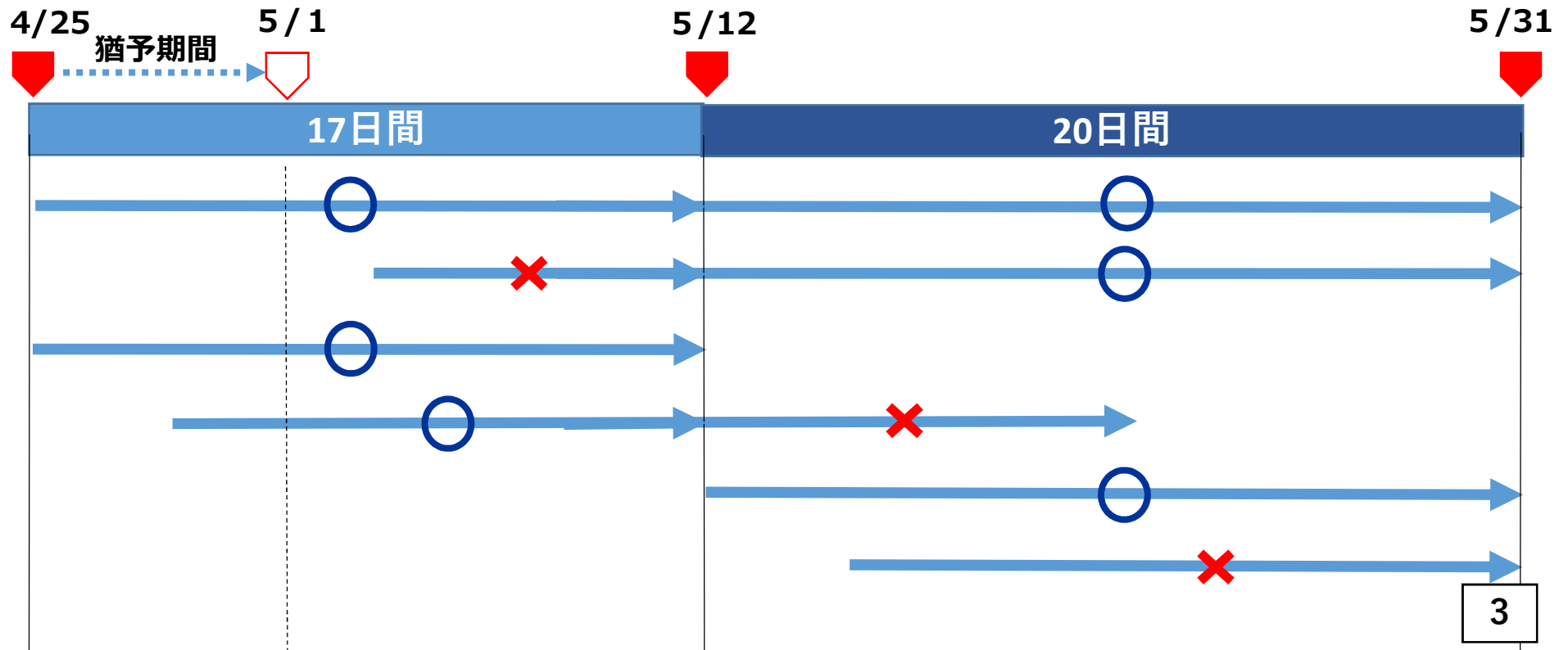
「協力期間」の考え方

大阪府の休業要請等に応じて、「4月25日^{注)}から5月11日まで」、「5月12日から5月31日まで」のそれぞれの全ての期間において、**全面的にご協力いただいた事業者が対象となります。**

注) 準備等にかかる期間を考慮し、5月1日から要請に応じた事業者までを対象とします。

緊急事態措置開始

緊急事態措置延長



本協力金の対象外となる事業者①

■ 本協力金は、国の交付金※を活用する事業であり、

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

- ・第5期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金（大阪府）
- ・コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（経済産業省）
- ・月次支援金（経済産業省）
- ・ARTS for the future！コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業（文化庁）
- ・ポストコロナに向けた全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業（スポーツ庁）

を受給した事業者を除きます。

■ また、国及び地方公共団体その他これに類する法人を除きます。

本協力金の対象外となる事業者②

次のイからホまでのいずれかに該当する事業者は本協力金の支給対象となりません。

イ 宗教上の組織又は団体

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第二条第四号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）

ハ 従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者

ニ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

ホ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

3. 申請手続き

・申請に必要な書類は以下のとおりです。

必要書類	説明・具体例
(1) 施設の業務実態（施設種別）が確認できる資料	以下の3点の資料 ①施設の公式ホームページのURL 上記URLがない場合は、写真（外観・内観、業務実態がわかるもの）など ②一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）の許諾書 上記がない場合は、使用料を引き落とされたことが確認できる通帳の写し ③使用料金表
(2) 施設の「建築物の床面積」が確認できる資料	【自己所有物件】建物の登記事項証明書(登記簿謄本) 【賃借物件】建物賃貸借契約書 【追加説明p7】
(3) 施設が休業していたことが確認できる資料	ホームページでのお知らせ、施設での掲示文書など
(4) 申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し	マイナンバーカード（表のみ）、運転免許証、パスポート、健康保険証等の写しなど 【追加説明p8】
(5) 振込口座（法人の場合は法人口座）を確認できる書類	通帳（以下の点を確認できるページ）の写し 【追加説明p9】 口座種別（普通・当座等）／口座名義人／店番号 口座番号／金融機関名、支店名

施設の「建築物の床面積」が確認できる資料

- 建物の登記事項証明書(登記簿謄本)や建物賃貸借契約書がない場合は、固定資産税評価証明書などの納税関係書類の写し、又は設計図面でも構いません。
- 本協力金の対象となる「建築物の床面積が1,000m²以下の施設」であることが確認できる資料を提出してください。

申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し

- なりすましによる不正な申請を防止するため、氏名及び生年月日が確認できる公的証明書類の写しを提出してください。
有効期限内のものに限ります。
- 法人の場合は、代表者の本人確認書類の写しを提出してください。
※ただし、当該施設の業務上の取引等に利用する法人口座を開設されていて、口座名義人が法人代表者以外の一定の責任者（ex.関西支社長など）である場合は、その名義人の方の本人確認書類の写しを提出してください。

【例】

- ・マイナンバーカード（表面/マイナンバーは必ず塗りつぶしてください。）
- ・写真がある住民基本台帳カード（表面）
- ・運転免許証（表・裏両方/日本国発行限定）
- ・運転免許経歴証明書
- ・パスポート（顔写真記載ページ及び所持人記入欄/日本国発行限定/2020年2月4日以降発行の所持人記入欄のないものは無効）
- ・各種健康保険証（表・裏両方/現住所地の記載あるもの限定/記号・番号・保険者番号は該当箇所を必ず塗りつぶしてください。）
- ・特別永住者証明書・在留カード（表・裏両方）
- ・外国人登録証明書（表・裏両方/在留資格が特別永住者のもの限定）

振込口座（法人の場合は法人口座）を確認できる書類

- 入力いただいた金融機関の振込口座と同じものを提出してください。
- 振込先の口座名義は、申請者本人の名義（法人の場合は当該法人名義）に限ります。また、日本国内の口座に限ります。

※法人名義の口座がない場合は、個人名義の口座で法人として取引していることを確認できる通帳のページの写しを添付してください。

- 通帳がある場合は1ページ目の見開き部分、通帳がない場合（*）は振込先口座を確認できるもの

*例：

- ・当座預金は「支店名・口座・名義人」が確認できる書類
（当座勘定照合表、残高証明書、金融機関が発行する口座証明書）
- ・ネットバンキング等は振込先口座を確認できる各金融機関のホームページ画面

申請期間

令和3年6月17日（木）から7月30日（金）まで

申請方法

大阪府ホームページの申請用ウェブサイトから申請してください。

※スマートフォンからの申請も可能です。

■大阪府ホームページ「大阪府大規模施設等協力金について」

https://www.pref.osaka.lg.jp/energy/kyouryokukin_daikibo/index.html

4. その他

1. 審査の結果、協力金を支給する決定をした時は、「大阪府大規模施設等協力金申請事務局」より申請いただいた申請者の金融機関口座への振り込みをもって支給決定の通知とします。また、本協力金を支給しない旨の決定をした時は、オンライン申請の方にはシステムにより通知します。
2. 支給決定を行った後、大阪府の調査等により、申請内容に支給要件に該当しない事実や不正等が発覚した時は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、支給された協力金を全額返還するとともに違約金を支払っていただきます。なお、返還に要する費用は、申請者の負担とします。
3. 申請後かつ支給前に支給要件を満たしていないことが判明するなど、申請者自らの意思により申請を取り下げの場合や、支給後に支給要件を満たしていなかったことが判明した場合は、その旨を届け出てください。届出をされる方は、大阪府時短・大規模施設等協力金コールセンターまでご連絡ください。
4. 本協力金の支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、大阪府は、施設の活動状況に関する調査を行うほか、報告又は是正のための措置を求めることがあります。その場合、申請者はこれに応じる必要があります。
また、申請内容に疑義があった場合は、大阪府は申請施設の関係者に対して、申請内容について調査することがあります。

5. 支給又は不支給に関する情報若しくは申請書類に記載された情報について、税務情報として使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合にも、税務情報として提供することがあります。
6. 支給又は不支給に関する情報若しくは申請書類に記載された情報について、大阪府の他の協力金等の事業（協力金、支援金その他申請者の事業継続に資するものに限る。）における審査、支給等の事務のために使用することがあるほか、国・市町村等他の行政機関から求めがあった場合、当該行政機関の実施する同趣旨の協力金等における審査・支給等の事務のために提供することがあります。
7. 申請書類に記載された情報を、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。
8. 個人情報の取扱いに関して、本協力金の審査・支給に関する事務に限り、事務の一部を委託する事業者提供することがあります。
9. 申請内容に関する振込口座の記入間違い等、軽微な誤りについては、大阪府（事務を委託する事業者を含む）が補正をすることがあります。
10. 申請内容に不備があった場合、支給の時期が遅くなります。また、大阪府が指定する期限までに不備が解消されなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。

11. 支給決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により大阪府が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が協力金の支給を受けることを辞退したものとみなし当該支給決定を取り消します。
12. オンライン申請に入力いただいた情報、提出いただいた申請書類に記載された情報は、本協力金の審査・支給に関する事務に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。

6. 問い合わせ

- まずは、「大阪府大規模施設等協力金」ホームページのよくあるお問い合わせ（FAQ）をご確認ください。

検索できます。

大規模施設等に対する協力金FAQ

フリーワード検索

検索

カテゴリを選択

緊急事態措置について

Q. 緊急事態宣言における要請の詳細

Q. 自分の店舗が緊急事態宣言におけ

Q. 大型商業施設のテナントでも生活

QRコードからホームページにアクセスしてください。



- コールセンターでもお受けしています。※「大規模施設等協力金について」とお問い合わせください。

大阪府時短・大規模施設等協力金コールセンター

・電話番号：06-7166-9987

（電話番号をよくお確かめの上、くれぐれもお間違えのないようお願い申し上げます。）

・開設時間：午前9時から午後6時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※6月17日（木）は午後8時まで。6月19日（土）、20日（日）は午前9時から午後6時まで